

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年12月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200081 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200053 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成30年11月1日から令和元年10月27日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年11月から令和元年9月までの標準報酬月額については、平成30年11月は20万円から22万円、同年12月から令和元年8月までは20万円から26万円、同年9月は20万円から28万円とする。

平成30年11月から令和元年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年11月から令和元年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②及び③について、請求者のA社における標準賞与額を、平成30年12月28日は13万円、令和元年8月1日は12万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月28日及び令和元年8月1日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月28日及び令和元年8月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年11月1日から令和元年10月27日まで
② 平成30年12月28日
③ 令和元年8月1日

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における当該期間の標準報酬月額が20万円と記録されているが、これよりも高い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映

してほしい。

請求期間②及び③について、A社から賞与を支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額に係る記録がない。調査の上、請求期間②及び③に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書（写）及び給料支払明細書（写）（以下「給与明細書等」という。）並びに事業主及び請求者の陳述により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、平成30年11月は22万円、同年12月から令和元年8月までは26万円、同年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成30年11月から令和元年9月までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同報酬月額変更届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、回答を得ることはできないが、当該期間について、給与明細書等において確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対し行っておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成30年11月から令和元年9月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②及び③について、請求者から当該期間の賞与に係る資料として提出された給料支払明細書（写）及び請求者に係る普通預金元帳により、当該期間において、給与のほかに、平成30年12月は期末調整時間外手当として13万円、令和元年7月は期末調整所定時間外手当として12万5,000円がそれぞれ支払われていることが確認できるところ、年金事務所において、元同僚に係る各手当は賞与に該当すると判断し、事業主から当該同僚のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を受付し、処理をしていることから、請求者の請求期間②及び③に係る各手当は同社に係る賞与であると認められる。

また、上記給料支払明細書（写）によると、平成30年12月は給与総額（27万円）と期末調

整時間外手当（13万円）を合算した額（40万円）が、令和元年7月は給与総額（27万5,000円）と期末調整所定時間外手当（12万5,000円）を合算した額（40万円）がそれぞれ支払われ、当該合算した額から厚生年金保険料（3万7,515円）を控除されていることが確認できるところ、事業主は、上記元同僚について、令和元年7月に係る給与総額と期末調整所定時間外手当を合算した額に厚生年金保険料率を乗じて計算し、当該手当から厚生年金保険料を控除した旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②及び③において、A社から標準賞与額（請求期間②は13万円、請求期間③は12万5,000円）に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③の標準賞与額については、上記給料支払明細書（写）により認められる賞与支払額から、請求期間②は13万円、請求期間③は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成30年12月28日及び令和元年8月1日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200086 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2200012 号

第1 結論

平成 8 年 * 月から平成 13 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 8 年 * 月から平成 13 年 11 月までの期間のうち 24 か月くらい

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった平成 8 年 * 月頃に、案内が届いたので、母が A 市役所で行ってくれ、請求期間の国民年金保険料については、加入当時は、経済的な事情等もあり納付せずにいたが、後に、母が社会保険事務所（当時）から送られてきた納付書により、合計 30 万円くらいを、兄の保険料を納付した銀行で数回に分けて、遡って納付してくれたと思う。母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれた時期については、生活状況等の変化から考えると平成 14 年 3 月頃以降だと思う。

また、現在は所持していないが、平成 16 年頃に請求期間の国民年金保険料の領収書を母から手渡された記憶もある。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、当該期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の母親は、平成 8 年 * 月の請求者の 20 歳の誕生日頃に、A 市役所で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者の請求期間に係る国民年金保険料については、社会保険事務所から送られてきた納付書により、合計 30 万円くらいを請求者の兄の保険料を納付した銀行で数回に分けて納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の母親の主張どおり、請求者が平成 8 年 * 月頃に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されていた場合には、当該番号が平成 9 年 1 月 1 日付け基礎年金番号として付番されるところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成 13 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した時に付番されており、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の母親が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとしている金融機関に照会したが、当該金融機関は、当時の領収済通知書等の納付を示す関連資料は、保存期間経過のため確認できない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。